

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局総務課

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」について、令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）までの間、意見募集を行ったところ、18件の御意見が寄せられました。

これらの御意見のうち、今回の意見募集の対象となっているものについての御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る政令案は、「公証人手数料令の一部を改正する政令（令和3年政令第328号）」として、本年12月15日（水）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	賛成である。	賛同意見として承ります。
2	会社設立に定款の「認証」が必要であるとする制度そのものを廃止すべきである。	定款認証制度は、設立無効等の会社の設立をめぐる紛争を予防する、予防司法の機能を果たしており、さらに近時、定款認証の際に設立される会社の実質的支配者となるべき者を公証人に申告させる制度も導入され、法人の透明性を向上させる機能も果たしていることから、必要な制度であると考えております。
3	定款認証手数料については、資金に乏しい創業時の企業への負担という観点では、無償であることがより望ましく、継続的な議論が期待される。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
4	公証人手数料改正案が示されたが、積算根拠については何も示されていない。徹底的な検証により、認証の必要性和算出根拠の開示を行うべきである。	御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
5	成立後の株式会社の資本金の額が100万円以下のものは3万円に、当該額が100万円を超え300万円以下のものは4万円に、と改めるべきと考える。	公証人の行う業務に係る手数料額については、公証人の業務の維持の観点や業務の内容、当事者の受ける経済的利益を考慮しつつ、物価の状況なども勘案して定める必要があり、これらの事情に照らすと、原案が相当であると考えております。
6	「取締役会非設置の非公開会社」などのカテゴリ別で料金を定めるべきである。	今般の改正は起業促進の観点から引下げを検討するものであるところ、資本的な規模が小さな会社について、当事者の受ける経済的利益も考慮して、手数料額を引き下げることとしたものであり、原案が相当であると考えております。
7	司法書士を代理人として定款認証の場合は3万円、それ以外の場合は5万円とするべきである。	今般の改正は起業促進の観点から引下げを検討するものであるところ、資本的な規模が小さな会社について、当事者の受ける経済的利益も考慮して、手数料額を引き下げることとしたものであり、原案が相当であると考えております。
8	<p>【確認事項】 会社法第27条第4号に規定する設立に際して出資される財産の最低額を記載している場合、定款の認証についての手数料（以下「手数料」という。）の額は、公証人手数料令の一部を改正する政令案（以下「改正案」という。）第35条第3号が適用されると考えられるがその理解でよいか。</p> <p>【確認事項】 設立に際して出資される財産が金銭以外の財産のみである場合であっても、改正案第35条第1号に定める会社法第27条第4号に規定する設立に際して出資される財産の価額は、会社法第28条第1号に基づいて定款に記載又は記録がある金銭以外の財産の価額が適用されると考えられるがその理解でよいか。</p> <p>【意見】 認証を受けた定款の変更がある場合の取扱いについて明らかにすべきである。</p>	<p>【確認事項】 貴見のとおりです。</p> <p>【確認事項】 貴見のとおりです。</p> <p>【意見】 今回の改正は、定款の認証手数料が改められる点を除き、現在の実務における取扱いを改めるものではないと考えております。</p>

※ 本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見や御質問についても、今後の制度改正等の検討に当たって参考とさせていただきます。